

平成 29 年度第 5 回
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次第

平成 30 年 1 月 10 日 (水)
午後 3 時 00 分から
関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室

1 開会

2 議事

- (1) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

3 その他

- (1) 次回日程について

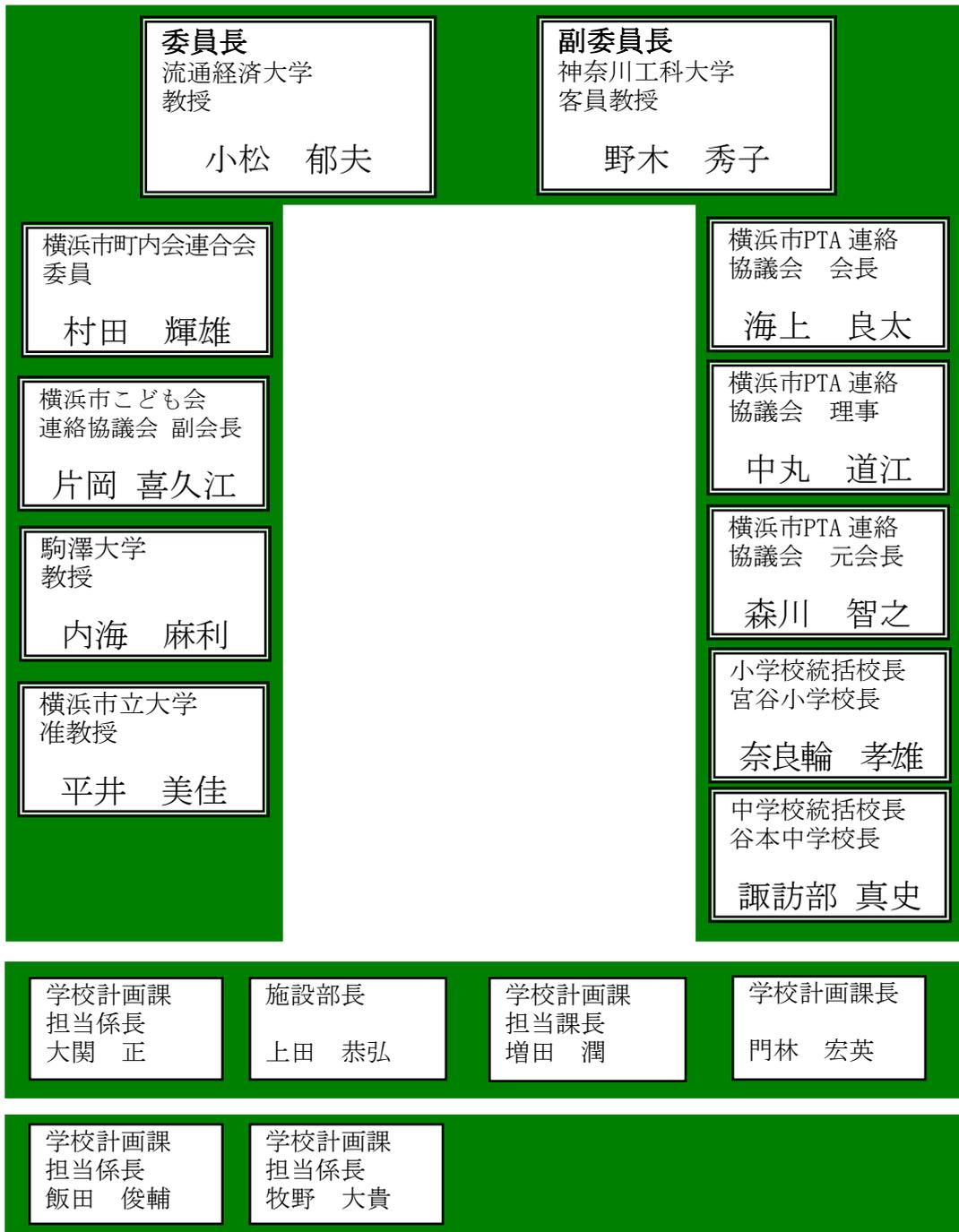
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 (H30. 1. 10現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役割
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	流通経済大学社会学部 教授
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 委員
委員	うながみ りょうた 海上 良太	横浜市PTA連絡協議会 会長
委員	なかまる みちえ 中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会 理事
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	すわべ まさし 諏訪部 真史	中学校統括校長 (谷本中学校長)

事務局	うえだ やすひろ 上田 恭弘	教育委員会事務局 施設部長
	かどばやし ひろひで 門林 宏英	教育委員会事務局 学校計画課長
	ますだ じゅん 増田 潤	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	おおぜき ただし 大関 正	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	いいた しゅんすけ 飯田 俊輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	まきの たいき 牧野 大貴	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	あきた よしみ 秋田 佳美	教育委員会事務局 学校計画課担当
	やまもと しんたろう 山本 真太郎	教育委員会事務局 学校計画課担当

**平成 29 年度第 5 回
横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表
(関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室)**



事務局

記者席

傍聴席

入口

(敬称略)

審議内容について

1 学校規模適正化等検討委員会での審議スケジュール（予定）

今回、「通学区域制度」に係る審議の方向性を整理します。また、今回から2回に渡り、「学校規模適正化」について審議を行います。

	学校規模適正化等検討委員会開催予定	時期（予定）	審議内容
①	29年第2回	29年8月1日	現行基本方針の振返り
②	29年第3回	29年10月25日	通学区域制度（1回目）
③	29年第4回	29年11月24日	通学区域制度（2回目）
④	29年第5回	30年1月10日	通学区域制度に係る審議の方向性 学校規模適正化（1回目）
⑤	29年第6回	30年3月	学校規模適正化（2回目）
⑥	30年第1回	30年5月	最終とりまとめ【答申】

（注）審議の進捗に応じて、開催時期や実施回数を変更する可能性があります。

2 29年度第5回会議における審議項目

（1）通学区域制度に係る審議の方向性

資料2

（2）学校規模適正化

<その1> 適正な学校規模について

資料3-1

<その2> 学校規模適正化の方策について

資料3-2

通学区域制度について（審議の方向性）（案）

（注）下線部は見直しのポイント

【通学区域制度】

1 望ましい通学距離（通学距離基準）

・「望ましい通学距離（通学距離基準）」については、現行の基本方針と同様、「片道 小学校おおむね2 km、中学校おおむね3 km」とする。ただし、本市の通学距離基準が他都市と比較して短いという点を踏まえつつ、通学上の安全が確保され、児童・生徒及び教職員の負担が著しく生じなければ、この限りではない。

【望ましい通学距離の設定理由】

- ・通学手段について、原則、徒歩としているため（「2 通学手段」参照）
- ・小学校の場合、新入生に対する教職員によるきめ細かな通学安全指導のため
- ・近年、教科書やプリント教材など荷物（重量）が増える傾向があるため

・通学距離基準を著しく超える通学区域となる場合、公共交通機関などの利用も含め柔軟に検討していく必要がある。

2 通学手段（通学支援策の実施検討も含む）

- ・本市は、起伏に富んだ地形で山坂が多いとともに、市域の大半が市街地となっている。このため、自転車による通学が困難な通学区域が多く、現行の基本方針と同様、徒歩での通学を原則とする。
- ・学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準を著しく超える場合において、通学上の安全確保や、児童・生徒の負担軽減などを考慮し、通学支援策（公共交通機関の利用に対する補助やスクールバスの導入）について、柔軟に検討を行う必要がある。
- ・通学支援策の検討にあたっては、単に通学距離だけでなく、通学区域の地形や道路交通環境など個別の事情も考慮する必要がある。あわせて、制度設計においては保護者の負担能力の違いについても考慮する必要がある。

3 小中一貫教育との関係

- ・小中一貫教育推進ブロックの通学区域が完全に一致していることが望ましい。学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り小・中学校の通学区域の関係を考慮すべきである。
- ・小学校と中学校の通学区域が一致しない場合、小学校からブロック外の中学校へ進学することになる児童が出てくるが、児童・生徒にとって、9年間連続した確実な成長の場となるよう、各児童の小学校における生活・学習の状況、取組内容等を進学先の中学校へ伝えるなどの工夫が必要である

4 地域コミュニティと通学区域との関係

- ・学校と地域の繋がりはますます密接となってきた。「地域で子どもを育てていく」という動きを推進していくために、区境や連合町内会をはじめとする地域コミュニティのエリアなどと、通学区域を合わせていくことが望ましい。
- ・地域コミュニティのエリアと通学区域を完全に合わせることは困難であるが、学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り地域コミュニティとの関係を考慮すべきである。
- ・通学区域と地域コミュニティのエリアが合わない場合、その歪みを吸収するため、関係機関による調整など柔軟な対応が行われることが望ましい。

5 その他

- ・東日本大震災を踏まえ、大規模地震が発生した場合、児童・生徒の「預かり（留め置き）」を行うことになった。預かりを行った場合は、保護者が児童・生徒を引取りに来る必要がある。通学区域を設定するうえで、東日本大震災以降の危機管理対策の拡充や、学校・保護者の意識の変化などを考慮する必要がある。

【通学区域の弾力化】

1 特別調整通学区域制度

- ・特別調整通学区域については、学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度である。学校規模の適正化をはじめ、自治会・町内会など地域コミュニティのエリアとの整合性の確保、指定地区外就学の常態化解消など、通学区域制度を弾力的に運用するため有効に機能している。

2 指定地区外就学許可制度

- ・指定地区外就学許可制度については、児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度であり、引き続き適正な制度運用が必要である。

	許可理由
① 遠距離	新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2 km以上、中学生は片道3 km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合（ただし、単に通学距離のみで判断するのではなく、所要時間、通学経路等の諸要件も勘案のうえ、弾力的に対応する）
② 病気等	病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
③ 引越済だが支障なし	今まで通学していた学校の通学区域外に引越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
④ 引越予定	学年途中で引越す予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引越し先の区域の学校に通学を希望する場合
⑤ 一時引越	自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
⑥ 帰宅後監護者なし	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ（はまっ子、キッズクラブは除く）、自営店舗 など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合
⑦ 兄妹関係	既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合
⑧ 部活動	中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合
⑨ 教育的配慮	児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

（注）17年4月の事務取扱要綱改正（「部活動」の項目が追加）以降、許可理由の変更はなし。

3 通学区域特認校制度

- ・通学区域特認校制度については、保護者が真に通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外からの通学状況等について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度である。しかしながら、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少していることを踏まえ、制度趣旨を再考するとともに、指定地区外就学許可制度との関連も考慮し運用の見直しを行う必要がある。

学校規模の適正化<その1> 適正な学校規模について

1 審議にあたって（背景・審議のポイント）

- ① 中学校についてはややばらつきがみられるものの、小学校の適正規模の範囲については本市をはじめ殆どの政令市で「12～24 学級」としています。
- ② 「25～30 学級」の小・中学校については「過大規模」とはせず、中には「適正規模と準ずる範囲」として取扱う都市もあります。ハード・ソフト両面において、一定の環境を整備する必要がありますが、多くの政令市の基準において「25～30 学級」の小・中学校を容認する傾向が見受けられます。
- ③ 今後の義務教育人口推計を考慮すると、小規模校が増えてくる見込みです。このため、保護者などに対し、学校の適正規模化の意義について、効果的に情報発信を実施していくことが求められています。

2 本市における現行基準 （注）赤色の点線枠：審議のポイントに関係する部分

(1) 適正な学校規模の考え方

教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり、適正規模等の範囲を定める。

		11	12	24	25	30	31	(学級数)
小学校	小規模校		適正規模校			大規模校		過大規模校
中学校	小規模校	準小規模校	適正規模校			大規模校		過大規模校
	8	9	11	12	24	25	30	31 (学級数)

(2) 各規模別の特性

小規模校（小学校 1 1 学級以下・中学校 8 学級以下）

- 小学校は、1 1 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 友人や学級間の交流が少なくなるため、行動範囲や対人関係が狭まり、切磋琢磨する機会にも恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性が育ちにくい。
- 単学級の場合、一人の教員が学級経営や教科経営を行うため、独自の判断になりがちで、切磋琢磨の機会も制限される。
- 一人の教員が担当する校務分掌（児童・生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
- 教職員の出張や欠勤などがあった場合、補欠授業が組みにくい。
- 特別教室、体育館、プール等の施設・設備の活用率が低くなりがちである。
- PTA 会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。

準小規模校（中学校 9～11 学級）

- 効果的なクラス替えができる 3 学級以上を確保できる。
- 適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。

適正規模校（12～24 学級）

小学校（1 学年 2～4 学級）	中学校（1 学年 4～8 学級）
○各学年 2 学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。	○各学年 4 学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。
○各学年 2 学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。	○全校で 1 2 学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。
○各学年 4 学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。	○各学年 8 学級以下であることにより、生徒一人ひとりを確実に把握し、適切な教育を行いやすい。

大規模校（25～30 学級）

- 保有教室数や特別教室等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校と遜色ない教育を進めることができる。
- 児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合は教育内容に支障が生じる。

過大規模校（31 学級以上）

- 児童・生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童・生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。
- 1 つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。
- 特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。

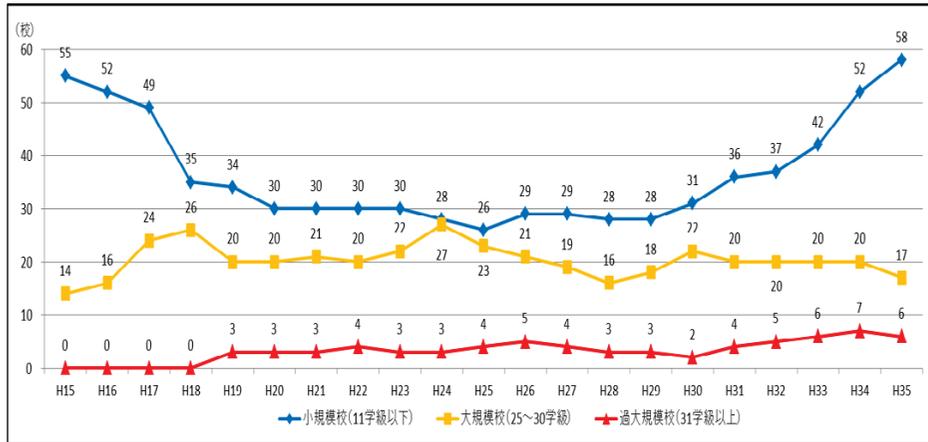
3 規模別の小・中学校数の推移

学校規模別に学校数の推移を比較すると、小学校、中学校ともに今後、小規模校が増えていくことが見込まれます。特に小学校の小規模校数の伸びが顕著となっています。さらに、将来人口推計によると、少子化の影響のため、向こう30年間で子どもの数は約2割減少することが見込まれております。このため、長期的に見ても小規模校が増えていくことが推測されます。

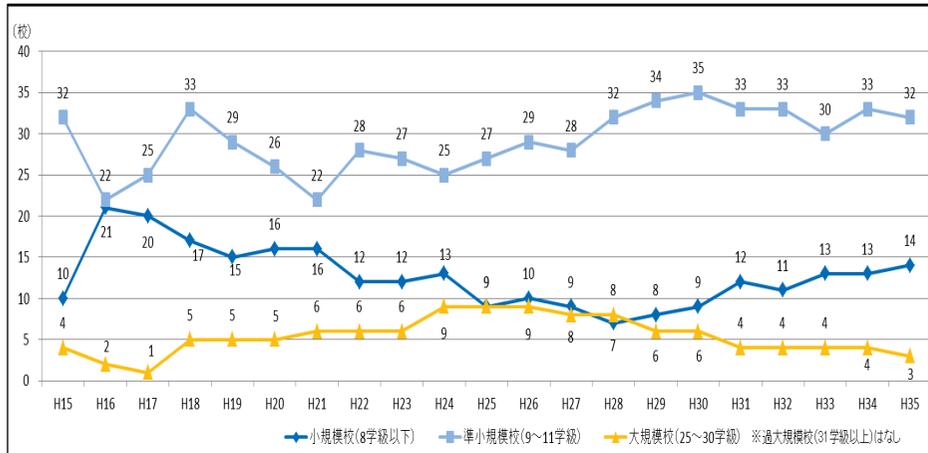
【参考】本市における規模別の小・中学校数の一般学級数の推移

- ・28年度から義務教育学校前期課程を小学校、後期課程を中学校に含む
- ・30年度以降は推計値

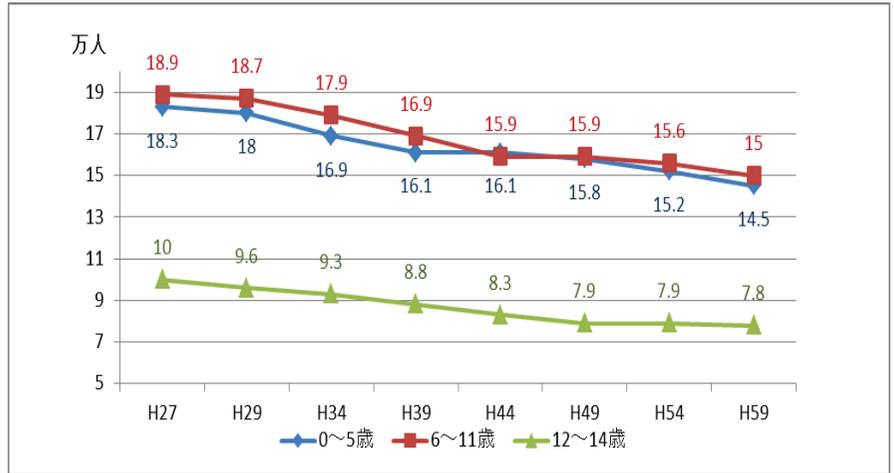
<小学校> (29年度：全340校)



<中学校> (29年度：全145校)



【参考】将来人口推計（15歳未満の推計値）



横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（29年12月）」よりデータ作成

（平成27年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による2047（平成59年）までの推計値。

4 学校規模に係る法令の規定

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、・・・(略)・・・第68条までの規定は、中学校に準用する。(以下略)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）

第1項第1号 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

第2項 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

第3項 統合後の学校の学級数（中略）が第1項第1号（中略）に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数（中略）は、同項第1号（中略）に掲げる条件に適合するものとみなす。

5 国における考え方（27年1月27日 文部科学省通知）
 （「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」抜粋（一部加工・編集））

学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

【学級数が少ないことによる学校運営上の課題】

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に学級数が少ない学校においては、メリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
 - ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
 - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
 - ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
 - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
 - ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
 - ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
 - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。

【各学年で複数の学級を編制できる場合の利点】

- 一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、
 - ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
 - ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
 - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
 といった利点があります。

【教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題】

- 小・中学校共通して、学級数が少なくなると共に、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
 - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
 - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
 - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
 - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
 - ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
 - ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【望ましい学級数の考え方】

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

5 他都市における基準（政令市比較）

政令市の小学校の基準で比較すると、25～30 学級を「(過大規模校ではなく) 大規模校」としているところが本市を含め 6 都市（表中、橙色の表示）あり、「31 学級以上を過大規模としつつ 25～30 学級について記載のない」ところも 6 都市（同黄色の表示）あります。さらに、福岡市では「25～30 学級を適正に準ずる範囲」としています。このように大半の都市で、25～30 学級を容認する傾向が見受けられます。

【参考】政令市における学校規模に関する基準

	小学校	中学校
横浜市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 準小規模校：9～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
仙台市	一定規模未満校：11学級以下 一定規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	一定規模未満校：8学級以下 一定規模校：9～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
さいたま市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小学校に同じ。
静岡市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校31学級以上	小学校に同じ。
岡山市	過小規模校：6学級以下 小規模校：7学級以上11学級以下 適正規模校：12学級以上24学級以下 大規模校：25学級以上30学級以下 過大規模校：31学級以上	小学校に同じ。
熊本市	小規模校：6学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小学校に同じ。
札幌市	小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：5学級以下 適正規模校：12～18学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上
川崎市	過小規模校：5学級以下 小規模校：6～11学級 適正規模校：12～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小学校に同じ。
相模原市	過小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	過小規模校：5学級以下 適正規模校：15～21学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上
名古屋市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：5学級以下 適正規模校：6学級以上（9～18学級が望ましい） 記載なし：19～30学級 過大規模校：31学級以上
大阪市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	基準を設けていない。
堺市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：5学級以下 適正規模校：12～24学級 記載なし：25～30学級 過大規模校：31学級以上

	小学校	中学校
福岡市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 適正に準ずる範囲：9～11学級 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上
千葉市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：25学級以上	小学校に同じ。
新潟市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級（各学年2～4学級） 大規模校：25学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級（各学年3～6学級） 大規模校：19学級以上
浜松市	小規模校：6学級以下 適正規模校：12～24学級 ※適正規模に準じる学校 7～11学級 過大規模校31学級以上	小規模校：6学級以下 適正規模校：12～18学級 ※適正規模に準じる学校 7～11学級・19～24学級 過大規模校31学級以上
京都市	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。	小学校に同じ。
神戸市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級
広島市	適正規模：1学年当たり2学級以上（1校当たり12学級以上） 過大規模校：31学級以上	適正規模：1学年当たり3学級以上（1校当たり9学級以上） 過大規模校：31学級以上
北九州市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～24学級 大規模校：25学級以上

【参考】福岡市における適正な学校規模の考え方

（21年3月「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」より該当部分抜粋）

適正な学校規模に準ずる範囲

○25～30 学級の小中学校

学級数が多くなることで、特別教室の使用などに支障が生じる場合もありますが、学級数に応じて普通教室・特別教室・多目的教室を確実に整備することによって、課題を補い、教育効果を発揮できると考えます。

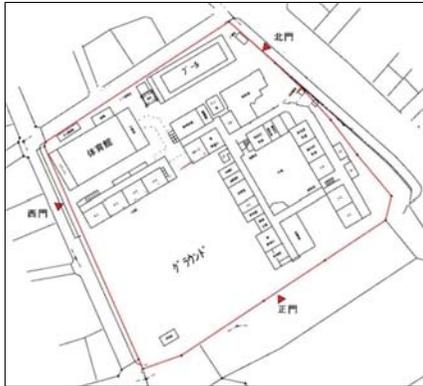
6 大規模校における教育環境について

(1) ハード面（大規模校の校舎整備の状況（神奈川県・子安小学校の事例））

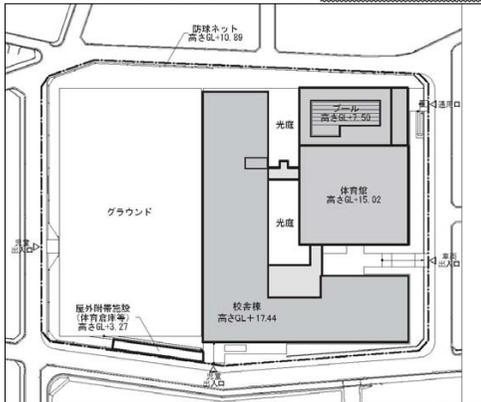
子安小学校は、29年度時点で大規模校（一般学級 29）であり、数年後には過大規模化するとも見込まれています。「地域コミュニティを分断しないほしい」という地域からの声などを踏まえ、分離新設方式ではなく、現校舎の近隣の土地（現校舎から北東に約 200m）に校舎を整備し、30年度に移転する予定です。現行の校舎は手狭な状況ですが、新たに整備する校舎は延べ床面積で見ると現校舎の約 2 倍、本市における平均的な小学校と比べると 3 倍近くの規模であり、移転により特別教室数も充実します。さらに、グラウンドの面積も大幅に拡大することになります。

このように、本件は、今後、過大規模校となる見込みであっても、ハード面を整えることで良好な教育環境を提供することが可能となる、現行の基本方針に基づかない新たな事例と言えます。

<移転前> 敷地面積：11,418㎡（うちグラウンド面積：3,103㎡）
 延床面積：本校舎 6,942㎡ + プレハブ校舎 約 810㎡
 保有教室数：34 教室（本校舎 26 教室 + プレハブ 8 教室）、特別教室数：5 教室



<移転後> 敷地面積：15,760㎡
 （うちグラウンド面積：約 4,800㎡）
 延床面積：15,562㎡
 保有教室数：39 教室、特別教室数：9 教室



- ◆ 特別教室数が倍増
 - ・学習指導上、自由度が向上
 - ・きめ細かな授業の実施に寄与
- ◆ グラウンド面積が 1.5 倍に拡大
 - ・体育の授業の割当てが容易
 - ・120mトラックのスペース確保
 - ・運動会のための面積確保（観覧席含む）
 - ・休み時間の 2 部制を回避

(2) ソフト面（大規模校における学校運営組織（西区・宮谷小学校の事例））

宮谷小学校（一般学級 26 クラスの大規模校）においては、主幹教諭 3 名と各学年の学年主任 6 名を中心に、経験の浅い教諭のサポート体制を整え、円滑な学校運営を行っています。このうち主幹教諭の 3 名については、業務量が集中する傾向があるため、極力、学級担任を充てないよう配慮されています。また、主幹教諭及び学年主任以外の教諭にも校務分掌のいずれかの主任を任せることにより、学校全体で業務分担の平準化を図っています。こうした業務の平準化を通じた教職員の負担軽減策は、大規模校ならではのスケールメリットによるものと言えます。

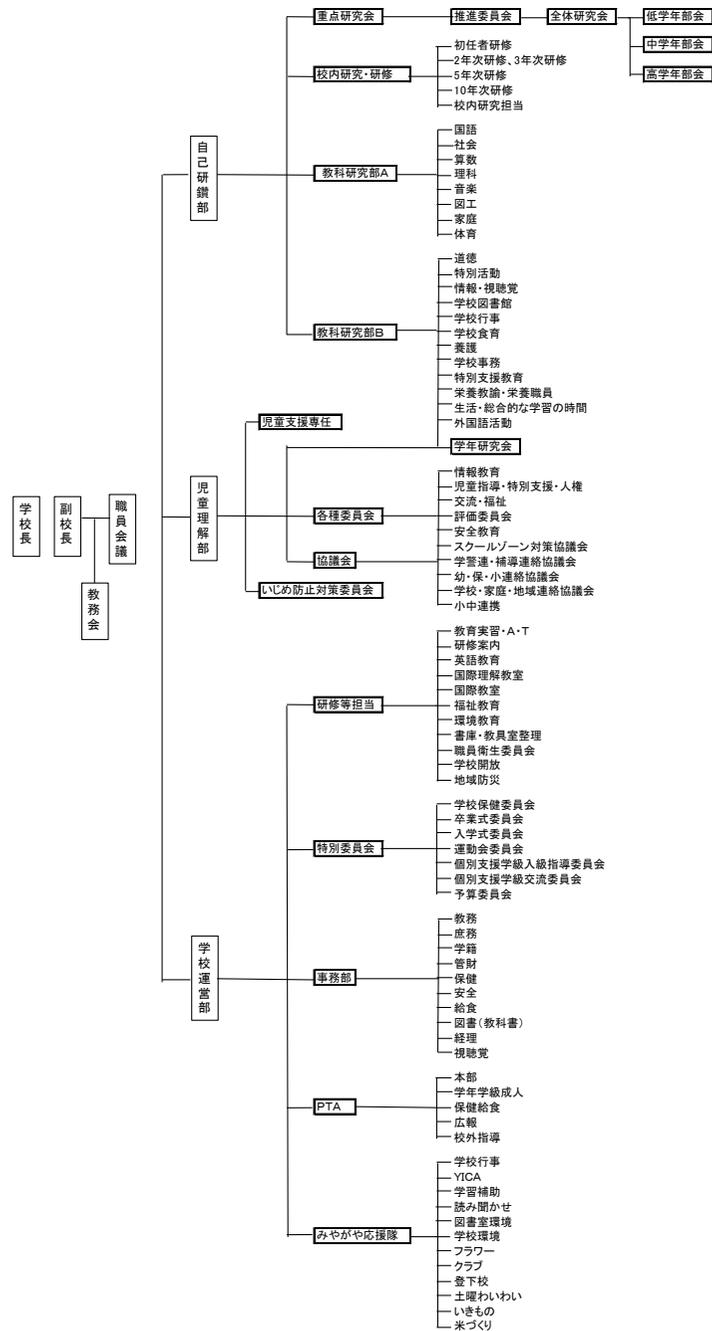
【参考】宮谷小学校における学校運営組織（その 1・学級担任等）

- ・学校長、副校長、教務主任（A教諭）、児童支援専任（B教諭）、推進委員長（C教諭）
- ・養護教諭（2名）、栄養教諭（1名）、事務主事（2名）、技能吏員(用務)（2名）
- ・主幹教諭（3名（A教諭 B教諭 C教諭））

ブロック	個別・低学年担当 (C教諭)		中学年担当 (B教諭)		高学年担当 (A教諭)	
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
1 組	○ (1名)	1 名	◎ (1名)	◎ (1名)	1 名	1 名
2 組	1 名	○ (1名)	1 名	1 名	○ (1名)	◎ (1名)
3 組	◎ (1名)	◎ (1名)	1 名	○ (1名)	1 名	1 名
4 組	1 名	1 名	○ (1名)	1 名	◎ (1名)	1 名
5 組	1 名					○ (1名)
学年担当	2 名	1 名	1 名	2 名	2 名	3 名
個別支援	◎ (1名)、○ (1名)、他 3 名		指導方法工夫改善		2 名	
音楽専科	1 名 (4・5・6 年)		特別支援教育実践		1 名	
家庭専科	1 名		初任研非常勤講師		1 名	
国際教室	1 名		小中一貫教育		1 名	
司書教諭	1 名		専任後補充		1 名	
学校司書	1 名					
特別支援教育コーディネーター	◎ B 教諭		初任研コーディネーター		1 名	
道徳教育推進担当	B 教諭		初任者指導担当		1 名	
校務システム担当	◎ (1名)、○ (1名)		校内研究担当		3 名	
職員室業務アシスタント	1 名		A E T		1 名	
理科支援員	(未定)		I U I		1 名	
給食委託 (メリックス)	◎ (1名)、○ (1名)、他 2 名					
研修・産育休・療休	3 名					

校内（セクハラ）相談窓口 B 教諭

【参考】^{みやがや}宮谷 小学校における学校運営組織（その2・校務分掌）



7 小規模校対策について（学校統合に関して）

保護者などに対し、学校の適正規模化の意義について、効果的に情報発信を実施していくことが求められています。本市では、そのための基礎データとして学校統合を経験した児童及び保護者に対し意識調査を実施（24年度調査）しています。また、小規模校の問題点を整理した広報資料を作成するなど、広報の充実に努めています。

(1) 学校統合に関する児童・生徒及び保護者の意識（24年度学校統合意識調査・抜粋）

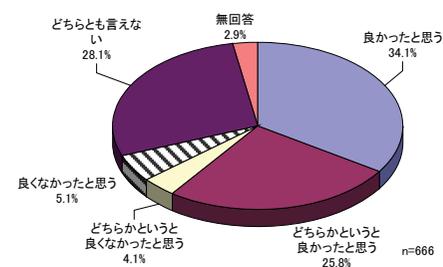
<調査対象>

統合時期	統合後の小学校	統合前の小学校	統合前一般学級数	統合後一般学級数
20年4月	野庭すずかけ小学校	野庭小学校	6	17
		野庭東小学校	17	
22年4月	瀬谷さくら小学校	下瀬谷小学校	13	15
		日向山小学校	6	
23年4月	四季の森小学校	大池小学校	11	12
		ひかりが丘小学校	6	

<学校統合に対する総合的な評価>

保護者に対し、学校統合をしてよかったかどうか、総合的な評価をたずねたところ、約6割が「良かったと思う」または「どちらかという良かったと思う」と回答しています。

学校統合に対する総合的な評価（保護者の回答）



(2) 適正な学校規模に関する広報について

本市では、現行の基本方針を市のホームページに掲載し、学校規模の適正化に関する広報を実施しています。あわせて、「こどもたちのための学校をつくる」というタイトルのパンフレットを作成（23年度発行）し、小規模校対策の必要性を説明する場などで適宜配布しています。当資料では小規模校の問題点を次の4つに整理し、学校規模適正化の必要性を示しています。

- ①社会性が育ちにくい
- ②集団での充実した学習ができていない
- ③行事や部活が盛り上がりにくい
- ④教員が子どもと向き合う時間を取りにくい

学校規模の適正化<その2> 学校規模適正化の方策について

1 審議にあたって（背景・審議のポイント）

<小規模校対策>

- ① 今後の義務教育人口推計によると、ますます小規模校が増えてくる見込みです。このため、小規模校の学校規模適正化に向けた取組みの強化とともに、取組みが円滑に進むような方策の検討が求められています。
- ② 学校統合に係る本市の方策について、他都市の事例（(例) 学校統合プランの策定）に照らして検証を行うことが肝要です。
- ③ 過去に学校統合に向けた保護者・地域住民などによる協議が長期化した事例があったことを踏まえ、協議が膠着状態になった場合に備えて、何らかの調整方法を検討する必要があります。
- ④ 今後、学校統合により統合校の通学区が、望ましい通学距離を超えるケースが出てくる可能性があります。このため、通学支援策についてより具体的に検討する必要があります。
- ⑤ 29年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」の中で、「学校統合に合わせて建替えが必要と判断された場合」が建替対象校の選定条件として示されたことを踏まえ、校舎の建替えも見据えながら、学校統合を進めていく必要があります。

<大規模・過大規模校対策>

- ⑥ 適正な学校規模に関する基準について、24 学級を超える場合も容認していく場合、統合後の学校の規模が「25～30 学級」となる組み合わせ（現行基準「統合の対象となる地域」）についても、受入教室数などの条件が整えば認める必要があります。
(注) 現行方針では、「25～30 学級」となる統合の組み合わせは認められておりません。
- ⑦ 本市では、「31 学級」を超える過大規模校対策として、全国的にも例を見ない、10 年間限定での分校（32 年度開校予定、市場小学校けやき分校）を設置します。一過性の急増対策のモデルとして、今後、検証が必要です。
- ⑧ 一過性の急増対策として、通学区内の学校が施設面で受入れ困難な場合、通学区を柔軟に変更することについて検討が必要です。検討にあたっては、他都市の取組事例を参考にすることも大切です。

2 本市の現行方針 （注）赤色の点線枠：審議のポイントに関係する部分

(1) 小規模校対策

小規模校の問題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的・効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。

また、通学区の変更・弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校の統合について検討を進めることとする。

◎統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校が近接する地域
（ただし、統合校の規模が恒常的に25学級以上（大規模校）となる場合は除く。）
- ③ 小学校または中学校が小規模校で学校が近接しており、同一敷地内で施設の共用等による小中併設校の設置ができる地域
- ④ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
※ 準小規模校を含め、将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎統合の方法

既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。また原則として、統合に伴う新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設について建替えの検討が必要な時期にきている場合は、これも考慮する。

◎統合の進め方

保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう「小規模校再編検討委員会」（仮称）等を設置し、十分調整をする。

◎統合時の配慮事項

- ① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。
- ③ 統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 小学校の統合については、横浜型小中一貫教育の観点から、中学校通学区や小中一貫プロジェクトに配慮する。
- ⑤ 統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

◎統合によって生み出される旧学校施設の利活用

統合によって生み出される土地、建物については、地域のニーズにも配慮した幅広い視点から、利活用の検討を行う。

(2) 大規模・過大規模校対策

交通網の整備などによる新たな都市計画や、住宅開発等による児童・生徒の急増により、大規模校や適正規模校が過大規模化することが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大規模な通学区域の変更等を進めていく必要がある。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討する、新たな適正化の方策の検討を進める必要がある。分離新設をする条件としては、次のとおりとする。

◎分離新設を検討する条件

学級数が**31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合**。ただし、施設、教育内容、児童・生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。

また、大規模校（25～30学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。

- ① 児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。
（文部科学省が定める小・中学校設置基準に比べて著しく狭い場合又は学校行事での使用等に制約を受ける場合。）
- ② 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
- ③ 分離新設による通学区域の変更に伴って、隣接校の大規模校化の解消が図られる場合。

なお、分離新設を検討する場合、**分離新設するための予定地の確保状況を考慮**に入れる。

3 本市における学校規模適正化の取組事例

(1) 小規模校対策

当検討委員会のもとに保護者や地域の代表者などからなる検討部会を設置し、通学区域変更を基本としつつ、学校統合も視野に入れた、学校の小規模化解消に向けた調整を行っています。各検討部会では半年から1年程で、意見書を取りまとめています。しかしながら、中には地域における合意形成に時間を要したケース（横浜深谷台小学校の場合：検討部会12回開催）も出ています。

他の部会では協議を円滑に進めるために、過去に学校統合を経験した学校長に第三者の立場で出席してもらうケースもありましたが、部会における協議が膠着状態となった場合に備えて、円滑な部会運営に向けた調整方法について検討が必要です。

（注）市会常任委員会や教育委員会会議においても円滑な調整方法を検討するよう指摘を受けています。

【参考】小規模校対策の協議状況

検討着手	区	検討対象校 (下線:小規模校)	検討部会				検討結果	
			回数	期間	意見書提出	委員	統合年	統合校
16年度	緑	霧が丘第一小学校 霧が丘第二小学校 霧が丘第三小学校	5回	16年5月～16年11月	16年12月1日	29人	18年4月	霧が丘小学校
		並木第二小学校 並木第三小学校	10回	16年6月～17年5月	17年6月21日	28人	18年4月	並木中央小学校
	栄	上瀬南小学校 野七里小学校	8回	16年7月～17年10月	17年7月4日	31人	18年4月	庄戸小学校
		18年4月					上郷小学校	
17年度	旭	若葉台北小学校 若葉台東小学校 若葉台西小学校	8回	17年5月～18年2月	18年2月20日	27人	19年4月	若葉台小学校
		19年4月					若葉台中学校	
	磯子	上中里小学校 水取沢小学校	8回	17年6月～18年2月	18年2月20日	27人	19年4月	さわの里小学校
18年度	港南	野庭小学校 野庭東小学校	6回	18年6月～18年12月	18年12月25日	32人	20年4月	野庭すずかけ小学校
20年度	瀬谷	下瀬谷小学校 日岡山小学校	7回	20年4月～20年12月	20年12月12日	31人	22年4月	瀬谷さくら小学校
21年度	旭	大池小学校 ひかりが丘小学校	5回	21年5月～21年10月	21年11月11日	24人	23年4月	四季の森小学校
23年度	中	富士見中学校 吉田中学校	4回	23年10月～24年2月	24年2月17日	22人	25年4月	横浜吉田中学校
		川島小学校 くぬぎ台小学校	6回	23年7月～24年2月	24年2月17日	33人	25年4月	川島小学校
	旭	左近山第一小学校 左近山小高小学校 左近山第二小学校	7回	23年10月～24年6月	24年7月24日	25人	25年4月	左近山小学校
H24年度	泉	飯田北小学校 いちよう小学校	4回	24年6月～24年10月	24年11月15日	24人	26年4月	飯田北いちよう小学校
H24年度	戸塚	深谷台小学校 榎野小学校	12回	24年10月～28年6月	28年7月6日	22人	29年4月	横浜深谷台小学校
H25年度	栄	上郷中学校 庄戸中学校	5回	25年4月～25年12月	26年1月21日	21人	27年4月	上郷中学校

(2) 大規模・過大規模校対策

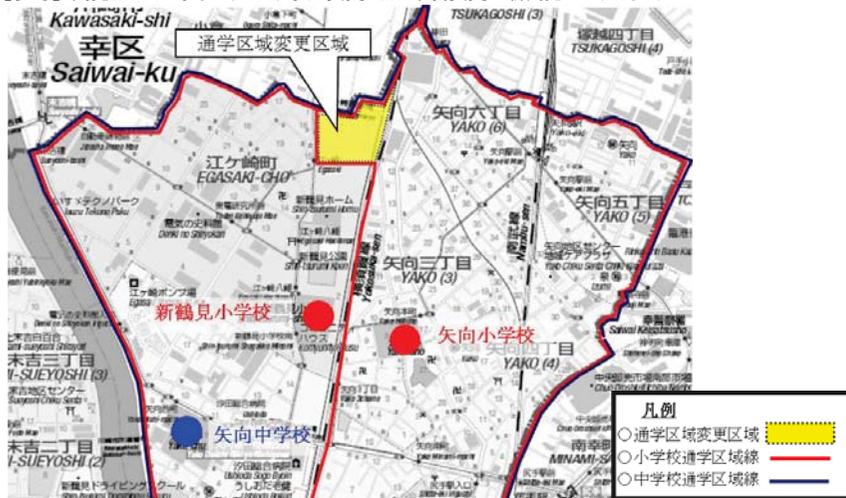
市全体では、児童・生徒数は減少の一途を辿っていますが、一方で、臨海部を中心に土地の利用転換などにより大規模な住宅が開発され、児童・生徒の受入れ対策が急務となっている地域も点在しています。一過性の人口急増に対しては、分離新設などの従来の手法にこだわらず、集合住宅の入居前に学区を柔軟に変更するなど幅広く方策を検討する必要があります。あわせて、他都市の取組を参考にすることも大切です。

また、市場小けやき分校については、学年で分ける形（5、6年生を受入れ）で、10年間の時限的な措置で設置（32年度設置）するものです。10年後、児童数が落ち着いたところで、元の本校に戻ることに なっています。一過性の急増対策としては、全国的にも例を見ない手法であり、今後、検証が求められます。

【参考】近年における大規模・過大規模校対策

	実施例	備考
分離新設 (恒久的)	日吉台小第二方面校 (32年度開校予定)	・日吉台小学校(港北区)の急増対策として、第二方面校を恒久的に設置するもの ※ 児童急増対策として、従来の手法と同様。
分離新設 (時限的)	みなとみらい本町小 (30年度開校予定)	・本町小(中区)の急増対策として、同校の学区を分割し、10年間限定の学校を設置するもの
移転新設による 校舎拡張	子安小学校 (30年度移転予定)	・子安小(神奈川区)の急増対策として、学校を分離新設せず、近隣に用地を確保し、規模の大きい校舎を整備し移転するもの
分校設置 (時限的)	市場小けやき分校 (32年度設置予定)	・市場小(鶴見区)の急増対策として、学校を分離新設せず、10年間限定の分校(5、6年生受入)を設置するもの
学区変更	新鶴見小⇒矢向小 (21年度学区変更)	・新鶴見小(鶴見区)の学区に約500戸の集合住宅が建設されることになり、入居前に当該集合住宅の学区を新鶴見小から隣の矢向小に変更 (入居開始時期の1年前に学区変更を実施)

【参考】鶴見区江ヶ崎町における学区変更（21年度変更 新鶴見小⇒矢向小）



【参考】神戸市における教室不足対策（29年11月30日公表の同市HPより）

「神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例」に基づき、児童又は生徒の急増により学校施設が著しく不足するおそれのある地区については、その不足を避けるため、市は必要な協力を求めることができることとしています。具体的には、同市教育委員会事務局のホームページに、小学校校区ごとの学校施設の状況を図示し、開発事業者の事業区域の選定に資するとともに、早期の段階での協議を促すものです。

<掲載対象地区（校区）>

受入困難地区	・学校施設が著しく不足するおそれのある地区。具体的には、児童の増加により、神戸市として採りうる対策を講じても、今後6年以内に教室不足が生じると予測される小学校校区のこと。 ※現在、該当する地区はありません。
要注意地区	・今後6年について児童の受け入れは可能であるが、そのために神戸市として何らかの対策が必要、もしくは必要となるおそれのある小学校校区のこと。 ※18校の校区（神戸市内の小学校 163校中）が「要注意地区」として指定されています。

【参考】「神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（関係部分・抜粋）」

（開発事業区域の選定）

- 第15条 開発事業区域の選定に当たっては、その立地条件、市街化の動向及び将来計画等を把握して定めるものとし、文化財の分布する地区又は土砂災害警戒区域等土砂災害のおそれのある地区を含む場合には、あらかじめ必要な調査を行うものとする。開発事業区域に土砂災害のおそれのある地区が存在する場合には、必要に応じてその周辺区域についても同様の調査を行うものとする。
- 4 市長は、児童又は生徒の急増により学校施設が著しく不足するおそれのある地区については、その不足を避けるため、開発事業者に必要な協力を求めることができるものとし、開発事業者は、これに協力するよう努めるものとする。

★神戸市から協力要請（受入困難地区における協力要請の例示）

- ・開発・分譲の段階的な実施
- ・ファミリー向け戸数の見直し（集合住宅の場合）
- ・学校や校区の状況について、購入者や入居者への十分な事前説明など
なお、要注意地区についても、学校や校区の状況について、購入者や入居者への十分な事前説明を要請することがあります。

4 他都市における小規模校に係る学校規模適正化方策（検討対象校の明示について）

政令市の中には、小規模校に係る適正規模化の検討基準にとどまらず、具体的に検討対象校を明示している都市も散見されます。このうち、名古屋市については計画期間を6年とする学校統合の実施計画（アクションプラン）となっています。

【参考】小規模校・適正規模化検討の対象校を具体的に示している都市（政令市）

	計画等	概要	計画期間の明示
札幌市	札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する地域選定プラン[第2次] (25年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 学校規模適正化の検討が必要な学校の中から、教育環境面での優先度などを踏まえ、次のとおり小規模校検討地域を選定。 <ul style="list-style-type: none"> 南区豊滝地域 小1校 厚別区上野幌・青葉地域 小4校 南区石山・芸術の森地域 小4校 	無し
千葉市	千葉市学校適正配置実施方針 (27年10月改正)	<ul style="list-style-type: none"> 小規模校の立地形態により3つに区分し、<u>Aパターン地域から学校適正配置に着手。</u> <ul style="list-style-type: none"> 【Aパターン地域】複数の小規模校が集中する地域 【Bパターン地域】小規模校が分散している地域 【Cパターン地域】小規模校が点在している地域 Aパターン地域において、次のとおり、地域の枠組みを設定し統合により適正配置を検討。 <ul style="list-style-type: none"> 美浜地区（小規模校：小5校、中6校） 千城台地区（小規模校：小5校、中2校） 花見川地区（小規模校：小4校） 	無し
名古屋市	小規模校対策に関する実施計画 (22年9月)	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合の実施計画（計画期間（6年間・23～28年度）） 小規模校対策として、<u>小学校を優先して取組むもの</u> 22年5月時点で6学年すべてが単学級の学校で、<u>実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校を「第1グループ（小9校）」とし、統合の相手校も明示。</u> 	有り
北九州	北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方 (29年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成37年度の全校児童数（推計値）が150名以下の小学校29校を早急に適正化に取組む必要がある学校とし、さらに3区分（A区分（15校）、B区分（4校）、C区分（10校））に分類。 A区分（複式学級、または平成37年の全校児童数90名以下で学年単学級）のうち、離島にある学校などを除く10校を優先して検討を行うこととしています。 	無し
福岡市	福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針 (21年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 「適正な学校規模」及び「これに準ずる範囲」を満たさない学校（小規模校の場合：小学校11学級以下、中学校8学級以下）のうち、<u>教育課題がより深刻な学校（全学年、単級）を第1次計画として取組むもの（小規模校：小11校、中1校）</u> 	無し

（注）各都市の公表資料を基に作成しています。

また、表に掲げた都市のほか、広島市では、21年度に統合検討対象校を明示した「広島市立小・中学校適正配置計画（素案）」を作成し、意見募集のため公表していますが、現在においても、「意見募集中」の状態で、計画の策定に至っておりません。

5 その他

（1）「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（29年5月策定）」について

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針において、老朽化した学校の建替えを効率的、効果的に進めるため、単に老朽化対策だけでなく、学校統合などの視点からも必ず検討することが示されています。

【参考】「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（学校統合関係部分・抜粋）」

建替校選定の考え方

学校施設の建替えは、築年数の古いものから行うことを基本とします。複数棟に分かれている学校については、施設全体を総合的に評価するため、最古の校舎の築年数だけでなく、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。学校施設の建替えは単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物の効率的なマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化といった視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めていきます。

（2）通学支援策について（注）29年第4回検討委員会資料参照

ア 現状

- 政令市（20都市）のうち半数以上の都市において、定期券購入費補助など遠距離通学支援策を実施していますが、本市では、現時点で就学援助制度も含め遠距離通学に対する支援策は実施しておりません。
- 本市における小・中学生を対象とした「遠距離通学に関する調査（29年5月時点）」によると、通学時間が30分を超える児童、40分を超える生徒が、あわせて5,000人近くとなっています。このなかには、望ましい通学距離を超える児童・生徒もいると考えられます。

イ 本市が通学支援策を実施していない理由

- 多くの都市において「小学生4km、中学生6km」を通学距離基準としているのに対し、本市では短い設定としています。また、仮に大幅に基準を超えるような通学区域となる場合も、指定地区外就学許可制度の許可事由に「遠距離通学（小2km超、中3km超）」が含まれているため、近場に学校がある場合、遠距離通学を回避することが可能（※）です。さらに、指定地区外就学許可の常態化解消を理由とした、特別調整通学区域の設定も進んでいます。
- 本市が通学支援策を実施していない理由は、通学区域弾力化の2制度が効果的に機能しているためと捉えることができます。
（※）28年度指定地区外就学許可実績：「遠距離通学」事由 小学校149人、中学校38人
- なお、本市におけるこれまでの学校統合の事例では、統合後の通学区域が望ましい通学距離を超えるケースはほとんどありませんでした。

ウ 今後の対応

- 今後、小規模校が増えていることを考慮すると、学校統合により通学区域が拡大し、望ましい通学距離を超えるケースが出てくることが考えられます。費用対効果や他都市とのバランスなども勘案し、今後は具体的な検討が求められると考えられます。なお、支援策の検討において、家庭の経済力の違いについても考慮する必要があります。